国から提示されている回答と市独自での取り決めをQ&Aにまとめたものです。ただし、これは、例示であり、表面上は同じに見えるケースであっても詳細部分で異なる場合があり、記載の内容とは異なる場合も考えられますので、住宅改修担当(長寿福祉課介護保険係)までお問い合わせ下さい。

項目	5問い合わせ下さい。 <u>質</u> 問	回答
<u>境 日</u> 手すりの	手すりには、円柱形などの握る手すりの	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
取り付け	ほか、上部平坦型(柵状のもの)もあるが、住宅改修の対象になるのか。	高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体の状況に応じて手すりの形状を選択することが重要となります。ただし、トイレの手すりとして、紙巻器と一体となっているものは除きます。
	廊下に手すりを設置したいが、扉の開閉ができなくなる等の理由から、一方が固定されていて、もう一方がはねあげ式になっている可動式の手すりを設置する場合は、住宅改修の対象となるか。	動作または手すりの認識が可能であり、取り付け位置の環境条件から、やむを得ず可動の必要がある場合には、可動式の手すりを設置した場合も対象となります。原則手すりは両側固定されるものが安全と考えているため、はねあげ式の手すりを希望する場合にはその必要性を勘案し、適否を判断することになります。
	要介護者の心身状況の変化により、これまで設置されていた手すりでは機能が十分でなくなり、既存の手すりを取り外し、新しい手すりを設置する場合には、既存の手すりの撤去にかかる費用についても住宅改修の対象となるか。	手すりの取り付けに伴う付帯工事として、住宅改修の支給対象となります。
	以前に設置した手すりが老朽化したことから、その手すりを撤去し、新たに手すりを設置する場合は、住宅改修の対象となるか。	単に老朽化したことが原因である場合は、住宅改修の対象とはなりません。
	手すりの取り付けの下地補強の際、張り替えの必要になったクロスの費用は介護 保険の住宅改修の対象とできるのか。	手すりの取り付けのために行った下地補強及び壁紙の張替えについては、手すりの取り付けにおいて必要最低限の部分が支給対象です。手すりを取り付ける壁全体に対し下地補強及び壁紙を張り替える場合は、面積按分して対象部分の費用を算出してください。
	以前に住宅改修にて浴室に手すりをつけていたが、浴室をリフォームしたため既存の手すりを取り外した。今回また同じところに手すりをつけたいが対象となるか。	手すりの付け替えについては、利用者の身体状況の変化等で新たな位置に取り付ける場合は対象となっています。この場合については、リフォームのために取り外したものを同じところに付け直すという理由であるため、対象とはなりません。
段差の解消	ユニットバスを導入し、段差の解消等を行う場合、保険給付の対象となるか。	資産形成につながる大規模改修と判断します。介護保険の住宅改修は資産形成につながらない小規模な改修を想定しています。ただし、洗い場の床上げ部分のみの金額が提示できれば、本人の身体状況や動作など必要性を勘案し、適否を判断することになります。
		<床上げ部分の算出方法> もとの浴室の床面からユニットバスの床面の高さの差 × ユニットバスの洗い場のみ(浴槽・化粧台等を除く)の面積 もとの浴室の洗い場と重なる部分に係る下地代と表面材料代
	一人暮らしの要介護者等が洗濯物を干すためベランダへ出入りする必要がある場合に、居室とベランダの段差解消を行ったときは給付を受けられるか。	移動という基本動作を支援するものであり対象となります。
	段差解消のため、トイレ出入口の敷居 (沓摺り)を撤去することにした。結果とし て扉と床との間に隙間が生じることとなる ため扉の一部を継ぎ足す工事は付帯工 事として給付対象となるか。	住宅改修の対象となります。

項目	質問	回答
段差の解	居室から屋外に出るため、玄関ではなく、	玄関にスロープを設置する(床面等の住宅に固定するもの)場合と同様に、ス
消	掃出し窓にスロープを設置する工事は対	ロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改
	象となるか。また、スロープから先の道路	修の対象となります。ただし、原則幅員は1. Om以内に限ります。それ以上の
	までの通路を設置する工事は対象となる	幅を必要とする場合はご相談ください。
	か。	
	ドアに敷居(幅10cm、高さ3cm)があり	原則不可。段差を解消する場合は、経済的な面も考慮し、利用者の状態像か
	段差の解消を行いたいが、敷居を撤去す	ら支障がない場合は、原則低い部分に合わせて改修工事が行われるべきと考
	るのではなく敷居の両側の部分をかさ上	えます。このケースの場合も、敷居を撤去する或いはスロープを設置することに
	げすることによる段差解消は認められる	より対応していただければと思いますが、工事が困難である或いはスロープの
	か。	設置ではなお歩行に支障がある場合などはご相談ください。
	玄関から道路までの通路の階段の段差を	玄関の上がり框への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象とな
	緩やかにする工事は住宅改修の支給対	ります。
	象となるか。	
	床の段差解消を行うため、スロープを設	スロープを設置するために、床を解体・撤去する費用は、床の段差解消に必
	置する際にもともとある床を解体する必要	要な費用として住宅改修の対象となります。
	がある場合、その床の解体費についても	
	段差解消に必要な費用として住宅改修の対象したるか	
	対象となるか。	 式台については、ねじ止め等取り付け工事により固定されているものは床段
	上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を2段にしたり	式占については、なし止め等取り付け工事により固定されているものは休良 差の解消として住宅改修の対象となりますが、持ち運びが容易なものは対象外
	する工事は住宅改修の対象となるか。	となります。
	・	また、上がり框を2段にする工事も段差の解消として住宅改修の対象となりま
		す。
	母屋と離れの間の渡り廊下の工事につい	母屋と離れの間に渡り廊下を新設する場合、以下の項目を確認し安全かつ適
	て。母屋と離れの間に土間があり、その2	
	つの建物の間に渡り廊下を設置する工事	<確認項目>
	は住宅改修の段差解消として対象となるか。	○本人の身体状況(特に歩行状況):歩行器や車椅子を使用しないと移 動ができないか。階段昇降が困難等。
	13.°	動ができない。 一
		 ○生活動線上の利用頻度(渡り廊下をどの程度利用するか):ほとんど母屋で
		過ごしているのにたまに離れに行く程度での利用頻度では不可。
		〇独居か日中独居である:独居であったり、家族と住んではいるが日中独居等
		であったり、サービスの利用状況等をみても移動の際に家族の支援や見守り
		がない状況であるか
		〇代替策の有無:母屋に本人の居室をつくれる部屋があるにも関わらず、離れ
		│ で過ごしている等、渡り廊下を新設する以前に環境設定を工夫する余地がな │ 、、、
		いか。
		 ○工事費用:工事費用があまりにも高額である場合、介護保険の住宅改修は
		小規模改修であることが原則である。そのため改修金額が高額な場合は、内
		容の精査が必要。しかし、あまりに安価なものであればよいというものではな
		く、安全性が確保されたものであることは見積もり内容や聞き取りより判断し
		ていく。
		○渡り廊下の幅について:住宅改修では車椅子の道幅は 100cmを目安として
		いる。そのため、渡り廊下についてもこの考え方に基づき 100cm幅を基本と
		する。それ以上となる場合は理由等を聞き取り妥当であるか判断する。妥当
I		でないと判断された場合には廊下幅から費用を按分する。

床段差を解消するため、浴室用にすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の対象となるか。	浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内すのこ(浴室内に置いて浴室の床の段差の解消ができるものに限る)に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の対象となります。 ただし、既製品の加工又は特注のすのこを作成し、ねじ止め等取り付け工事により固定する場合は、住宅改修の対象となります。
昇降機、リフト、段差解消機等動力により 床段差を解消する機器は除かれるとある が、動力によらず、手動の場合は支給の 対象となるか。	昇降機・リフト・段差解消機等動力により床段差を解消する機器を設置する工事は、住宅改修の対象となりません。 また、手動であっても、これらの設置工事は住宅改修の対象外となります。 しかし、稼動式、固定式、据置式のリフトについては、移動用リフトとして福祉用具貸与の対象となります。

項目	質問	回 答
滑りの防 止及の円 化 まの円の の は 通 の 材料	滑りの防止を図るための床材の表面の加工(溝をつけるなど)は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段に滑り止めのゴム等を付けたりカーペットを張り付けたりする場合は支給対象となるか。	いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となります。 なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転落す る危険性もありますので、工事に当たっては十分に注意が必要です。 ただし、カーペットを置くだけであれば、住宅改修の対象とはなりません。
の変更	通路面について、滑り防止を図るための舗装剤への加工(溝をつけるなど)や移動の円滑化のための加工(土舗装の転圧など)は、住宅改修の支給対象となるか。	いずれも、通路面の床材の変更として住宅改修の支給対象となります。
	通路面の材料の変更としてはどのような 材料が考えられるか。また、この場合の 路盤の整備は付帯工事として住宅改修の 対象となるのか。	例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられます。路盤の整備は付帯工事として住宅改修の対象となります。
	滑り止め機能を有するマットを浴室内に敷くこと(床面への接着はしない)も住宅解消の対象となるのか。それとも入浴補助用具として福祉用具購入費の支給対象となるのか。	マットを浴室内に置くだけであれば、住宅改修の対象とはなりません。また、福祉用具の購入の対象にもなりません。
	廊下の床の取り替えについては、「滑りの 防止又は移動の円滑化等のための床又 は通路面の材料の変更」となっているが、 車いすの通行により痛んだ廊下の床材を 取り替えることについても、「移動の円滑 化」として住宅改修の対象となるか。	老朽化や物理的・化学的な摩耗、消耗を理由とする工事は、床の修繕・補修工事にあたるため、住宅改修の対象となりません。
	車椅子利用者が玄関から道路に出るまで の通路のおいてスロープか砂利道をコン クリート舗装にしたいが住宅改修の対象 となるか。	車椅子利用者が玄関から道路にでるまでの動線上であり、かつ必要な玄関前の改修範囲としては、車椅子での日常生活上の移動幅の範囲内で考えます。甲賀市としては100cmの幅を目安とするがケースによって適宜判断します。 <通路必要幅> 車椅子(介助又は自走):直線移動の場合100cm幅を目安とします。 回転が必要な場合については車椅子の種類により 必要幅が変わる可能性がありますのでご相談ください。 歩行器、杖 : 100cm以下が目安となります。

項目	質問	回 答
への扉の	対象となるか。	扉そのものを取替えない場合であっても、要介護者の身体の状況にあわせて性能が変われば、扉の取替えとして住宅改修の対象となります。具体的には、右開きの扉を左開きに変更する場合、ドアノブ式をレバー式に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられます。
	扉の開閉が困難であるため、既存の扉を カーテンに取り替えたいが、住宅改修の 対象となるか。また、その際、扉枠の撤去 とカーテンレールの取り付けも工事につい ても、住宅改修の対象となるか。	利用者の身体状況と、カーテンに交換した場合の状況(居室等のプライバシー、室温、耐久性等)を考慮したうえでの取替えであれば、住宅改修の対象となりま。また、扉枠の撤去とカーテンレールの取り付け工事についても、交換に伴う付帯工事として対象となります。
	り壊す拡張工事を行うにあたり、既存の 扉が使えなくなるため大きな扉に変更(開	住宅改修の対象となる扉の改修工事は、戸の開閉を容易にするために行われるものに限られるため、拡張工事に伴う扉の交換は住宅改修の対象として原則認められません。なお、開き戸から引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等への改修に伴い、戸幅を拡張する工事は住宅改修の対象として認められます。
	車椅子利用者が浴室の扉が重く1人で 閉められないために、扉を変更することで 戸幅を拡張する必要性がある場合は住 宅改修の対象となるか。引き戸から引き 戸への変更でも可能なのか。	利用者の身体状況から扉を取り替えることにより開閉を容易にすることから住宅改修の支給対象となります
	既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、戸車の取付や引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となるか。	既存の引き戸が重く、開閉が容易でないという理由があれば支給対象となります。 ただし、既存の引き戸が古くなったため、新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはなりません。
	雨戸を取り替える工事については住宅改 修の対象となるか。	住宅改修の扉の取り替えは、扉を取り替えることにより移動の円滑化をはかることを目的としていると考えられることから、被保険者の庭等への出入りがなく、単に雨戸を開け閉めするだけということであれば、住宅改修の対象とはなりません。庭へ出入りするために、雨戸を開け閉めする必要があるのであれば、支給の対象となります。
	門扉の取り替えは、住宅改修の支給対象 となるか。	引き戸以外の門扉を引き戸へ改修する場合は、扉の取替えとして支給対象となります。ただし、既存の門扉が古くなったため、新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはなりません。

項目	質問	回 答
注式便器 等への取り 替え	リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、 ①洋式便器をかさ上げする工事 ②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合、 ③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合は、便器の取り替えとして住宅改修の支給対象となるか。	①は、住宅改修の対象となります。 ②は、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取替えるという 理由であれば、支給対象とはなりませんが、質問のように当該要介護者に適し た高さにするために取替えるという適切な理由があれば、便器の取替えとして 住宅改修の対象となります。 ③は、住宅改修ではなく、腰掛便座(洋式便器の上に置いて高さを補うもの)と して福祉用具購入の対象となります。
	既存の洋式便器の便座を、暖房便座や 洗浄機能等が付加された便座に取り替え る場合、住宅改修の支給対象となるか。	介護保険制度において便器の取替えを住宅改修の支給対象としているのは、 立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためです。暖房便座や洗浄機能 等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取替える場合は住宅改 修の支給対象外となります。
	身体に麻痺があることから、現状の洋式 便器の便座に座れないので、洋式便器の 向きを変える工事は、住宅改修の対象と なるのか。	障害等に対応するように、現に使用している洋式便器の向きを変える工事も 住宅改修の対象となります。また当該工事のために、トイレ内部の中扉を撤去 する必要がある場合は、この中扉の撤去費用についても住宅改修の対象となり ます。

	和式便器から暖房便座や洗浄機能等が付加された洋式便座への取り替えは、住 宅改修の支給対象となるか。	商品として暖房便座や洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器への便器の取替え」工事を行う際に、暖房便座や洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えありません。また、この場合、暖房便座や洗浄便座一体型の便器への取替えは、あくまでも便器の交換工事を認めたものであり、暖房・洗浄機能の電源を確保するための電気工事は付帯工事として対象となりません。
	便器の交換に伴う給排水設備工事は「水洗化に係るもの」を除いて認められることになっているが、どの程度の工事が、対象となるのか。	非水洗の和式便器から水洗式の洋式便器に交換する場合には、便器本体工事と共に水洗化の工事が行われるが、このような場合、水洗化の工事は対象から除外する。「便器の交換」に付帯する給排水設備工事として想定しているのは、すでに水洗式になっている和式便器を洋式便器に交換する場合に、配水管の長さや位置を変える工事である。
	和式便器の上に置いて腰掛け式に変換 するものは住宅改修に該当するのか。	住宅改修の対象とはなりませんが、腰掛便座として特定福祉用具購入の支給対象となります。
	筋萎縮性側索硬化症の方が、病状が進行し、水を流すところまで手を上げられなくなったため、現在使用している洋式便器ごと取り替え、足で水を流せるタイプの洋式便器に取りかえるのは、住宅改修の対象にはなるでしょうか。	障害等に対応するために、現に使用している洋式便器の機能を変える必要がある場合は、住宅改修の対象となります。
	既存の和式トイレを改修するのではなく、 居室の隣室を改造して洋式トイレを新た に設置し、既存のトイレは、家族がそのま ま使用することとなります。	住宅改修の対象とはなりません。
	和式便器から洋式便器に改修する際、工期が3日かかるため仮設トイレを設置した場合、仮設トイレの設置に係る費用は、支給対象となるか。	仮設トイレの設置費用は給付対象とならない。
廊下に設置されている洗面を いる洗り の移動に係るの に保ついて	車いすでの移動を円滑にするため、廊下に設置されていた洗面台を別の場所に移動する工事は介護保険の住宅改修の対象か。	住宅改修の項目にはないため、住宅改修の対象にはなりません。
処分費用	住宅改修の際に不要となった便器・扉等 の撤去費用及び処分費用は給付対象と なるのか。	これらの費用は、「引き戸等への扉の取替え」又は「洋式便器等への便器の取替え」の工事を行う際に当然に付帯する行為であることから保険給付の対象となります。

項目	質問	回答
同一世帯	同一住宅に2人(夫婦)の要介護者がか	
複数の住	かる住宅改修については、重複しないよう	請を行い、要介護者毎に限度額管理が行われます。
宅改修	に対象となる工事を設定しなければなら	
	ないとされるが、トイレの改修工事におい	同時に複数の要介護者にかかる住宅改修が行われた場合は、各要介護者
	て、便器の取り替え(和式から洋式)は妻	に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないよう申請すれば住宅改修の対 毎 k
	(要介護1)、その床段差の解消と手すり	象となります。
	の取り付けについては夫(要支援)という	
	ように各々の必要度に応じて、工事を設	
	定することは可能か。	

認定申請 前の住宅 改修	要介護認定申請前に着工した住宅改修は対象となるか。	要介護認定申請前に着工した住宅改修については、住宅改修の対象と認められません。
認定申請 中の住宅 改修	要介護(要支援)認定の申請中でも、住宅 改修の事前申請を行うことは可能か。	要介護(要支援)認定の申請中であっても、住宅改修の事前申請を行うことはできます。 ただし、認定結果が「非該当」となった場合は、介護保険の対象となりませんので、改修費用は全額自己負担になります。
退所(院) 前の住宅 改修	現在、入院している高齢者がまもなく退院 する予定だが、事前に住宅改修を行なう 場合、住宅改修の対象となるか。また、特 別養護老人ホームを退去する場合はどう か。	入院(入所)中の場合は、住宅改修は原則できませんが、退院(退所)が決まっている場合で、自宅での生活に円滑に移行するために事前に改修工事を行う必要がある場合は、入院(入所)中の改修も認められます。(入院中に死亡した場合は支給対象外となります。) 特別養護老人ホームを退去する場合も、本来退去後に住宅改修を行うものでありますが、同様に取り扱っても差し支えありません。
本人入院 の場合	在宅の要介護者が、住宅改修の着工を し、着工後に容態の急変等により入院し、 退院の見通しがつかない場合には、住宅 改修費の取扱いはどうなるのか。	使用実績があれば住宅改修費の請求は可能ですが、工事完了前に入院し利 用実績がない場合は全額自己負担になります。
本人死亡 の場合	在宅の要介護高齢者が、着工時点においては存命であったが、完了目前に死亡した場合において、住宅改修費の請求は可能か。	住宅改修中に要介護高齢者が死亡した場合は、「介護保険法第四十五条第 二項居宅介護住宅改修費は厚生労働省で定めるところにより、市町村が必要 と認める場合に限り、支給するものとする。」ということから、甲賀市としては完 了目前に死亡した場合、本人による使用実績がないものとして全て対象外とす します。これについては事前申請後に発送する事前確認通知の中にも記載され ています。
申請の時 効の起算 日	住宅改修申請の時効は2年間とのことですが、その起算日は着エ日か工事終了日か、それとも代金支払日なのか。	代金支払日(領収書の日付)からの起算になります。
施設利用 者の住宅 改修	認知症対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護の利用者(入所者)で、介護保険証の住所地が自宅にある場合、年末年始等の一時帰宅を目的として、自宅の段差解消等の住宅改修を行うことは可能でしょうか。	介護保険上は在宅扱いであるが、生活実態は自宅にないことから、給付対象 となりません。
	施設入所している要介護者が、一時的に 施設から外泊することがあるので住宅改 修を行いたいと考えているが、保険給付 の対象となるのか。	月に数回施設から自宅に戻る方が、自宅の住宅改修を行う場合、当該要介護者の生活拠点は施設にあるため、外泊時であっても在宅サービスは算定できないこととなり、住宅改修の対象となりません。
一時的な 居住の住 宅改修	要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。	介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅 のみが対象となります。一時的に子の住宅に身を寄せている場合は、介護保険 の住宅改修の対象となりません。 なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は、一義的には介護 保険証の住所が住所地となります。
施設内の 住宅改修	有料老人ホームや軽費老人ホーム、グループホームの住宅改修を行うことは可能か。	有料老人ホーム等については、本来高齢者の利用に適したものとなっている はずであるため、住宅改修を行うことは想定されていません。 しかし、身体状況に応じ、個別の対応が必要な場合は、住宅改修の対象とな ります。ただし、対象となるのは、居室等の専用部分のみで、共用部分は対象と なりません。この取り扱いは、グループホームについても同様です。
店舗と自 宅が併設 されている 住宅改修	店舗と自宅が併設されている住宅改修について店舗部分の改修を行うことは可能か。	

項目	質問	回 答
賃貸アパ ートの共 用部分の 住宅改修	賃貸アパートの共用部分は住宅改修の 対象となるか。	賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものと考えますが、洗面所やトイレが共同となっている場合など当該高齢者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となります。 しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断します。
	賃貸住宅の場合、退去時に現状回復の ための費用は住宅改修の対象となるか。	住宅改修費の対象とはなりません。
転入前の 住宅改修	現在は市外に居住しているが、近いうちかに市内に転居する予定なので、転居前に予め住宅改修したいが住宅改修費の 支給は可能か。	住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となります。転居前に工事を行いたい場合は、事前に転入予定の地域包括支援センター又は、介護サービスを利用予定の居宅介護支援事業所等を通じて、長寿福祉課にご相談いただければ支給の対象となる場合もあります。 ただし、支給申請は転居後に行うことになりますので、万が一転居しなかった場合などは支給されませんので充分注意してください。
同一目的 による同 時複数申 請	同一家屋にトイレが 2 箇所あり、そのどちらにも手すりをつけたいが対象となるか。	日常生活上の基本的な動作等(主に入浴・排泄・移動・外出)の目的において、本人の生活動線上にあり、利用頻度の高い方の改修を原則認めるものとする。ただし、例外として①トイレについて小便器と大便器、②玄関と勝手口について外出用と洗濯物干し用等、使用理由が異なる場合は身体状況や代替策、使用頻度、家屋状況を聞き取り対象と認める場合もあります。また、同時申請ではないが、時間をおいて同一目的の他の箇所に住宅改修を希望する場合においては、別様式にて前回からの身体状況や生活状況・生活動線の変化について記載したものを提出し審査するものとする。
家族が行 う住宅改 修	家族が大工をしており、家族が住宅改修を行う場合、工賃も支給申請の対象とすることができるのか。	被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住 宅改修が行われる場合は、材料の購入費が住宅改修費の支給対象となり、工 賃は支給対象外となります。
	住宅改修を自分や家族で行う場合、見積書等はどのようなものを提出するのか。	材料費代のみが介護保険の対象となりますので、事前審査時には、購入予定 先の業者(店舗)が発行する見積書か、部品の購入予定金額がわかる書類(カ タログ)の写しと改修する箇所記載した平面図及び写真を提出してください。 交付申請にあたっては、償還払いと同様に改修対象者本人宛の材料費の領 収書、施工後の写真及び振込先口座の写しを添付してください。
	住宅の新築は住宅改修とは認められていないが、新築住宅の完成日以降に手すりを取り付ける場合は、住宅改修の対象となるか。	住宅の新築の場合は、住宅改修の対象種類の工事であっても保険給付の対象と認められていませんが、入居日以降に手すりを取り付ける等の場合は、住宅改修の対象と認められます。
改築の場 合の限度 額	一度住宅改修の工事を行ったが、その住宅を建て直した場合、限度額の取扱いは どうなるか。	住宅改修を行った後に転居した場合、限度額はリセットされ、もう一度 20 万円までが給付対象となります。しかし、改築の場合、限度額はリセットされないため、前に行った工事も含めて限度額内の工事費が、給付対象となります。

支給額算 定の例外に係る取 とはいいについて ではいいについて では、	はして おります。 さして 可能 を 持の 家屋 場 した 歩
-------------------------------------	--

項目	質問	回答
生活保護	生活保護受給者の住宅改修にあたって、 注意することややらなくてはならないこと は何か。	住宅改修や福祉用具の購入につきましては、事前に担当ケースワーカーまでご相談下さい。
写真につ いて	住宅改修費の支給申請時に添付する必要がある改修前後の写真は、日付が分かるものとなっているが、日付機能のない写真機の場合はどうすればいいのか。	工事現場などで黒板に日付等を記入して写真を撮っているように、黒板や紙 等に日付を記入して写真に写し込むといった取り扱いをしてください。
	住宅改修費の請求の際に、住宅改修の 改修前・改修後の写真を添付することとなっているが、その写真の現像料等につい ても保険給付の対象となるのか。	住宅改修の改修前・改修後の写真の現像等に必要な費用は保険給付の対象となりません。
領収書に ついて	完了報告書に添付する領収書の氏名は 被保険者とされているが、実際に工事代 金を支払うのが家族・親族である場合に は、その氏名の領収書を添付すればよい か。	あくまで被保険者本人あての領収書が必要です。
諸経費について	住宅改修費として諸経費はどこまで対象となるか。	諸経費の範囲がどこまで含まれるかの判断は、住宅改修に要する経費であること、他事例と比較して著しく高額でないこと等の観点から、個別で判断していくことになります。本市では、①役所への書類作成料、②工事中の工事完成写真代、③工事を行う作業員の損害保険料等については、諸経費として認めておりません。 なお、諸経費として計上している金額の内訳については、見積書や内訳書において、必ずしも明確にしておく必要はありませんが、利用者から説明を求められた際は、内訳の詳細を明示する必要があります。